○更生保護関連主要法令の変遷

治罪法
明13.7.17太告37
明15.1.1施行
復権，特赦の手続を規定していた。

旧）刑事訴訟法
明23.10.5法律96
明23.11.1施行

特赦及減刑ニ関スル件
明41.9.22勅令215
明41.10.1施行

恩赦令
大元.9.26勅令23
大元.9.26施行

軍事会議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ特赦及ビ減刑ニ関スル件
明41.9.22勅令216
明41.10.1施行

恩赦法
昭22.3.28法律20
昭22.5.3施行
日本国憲法の制定により，恩赦の決定権限が天皇から内閣に移った。その主旨に沿って，恩赦の種類や効力，手続などを定めている。

司法保護事業法
昭14.3.19法律42
昭14.9.14施行
釈放者保護や執行猶予者保護の分野ではこれまで国の保護実施機関がなく，明治時代に始められた民間の慈善事業である免囚保護の流れを汲んだ民間の保護団体がこれに当たっていた。この法律により，保護団体と，保釈者・執行猶予者の訪問保護に当たる司法保護委員が明文をもって制度化された。

更生緊急保護法
昭25.5.25法律203
昭25.5.25施行
更生（緊急）保護や更生保護会に関する事項を定めていた。

一部改正
平6.6.29法律58
同日施行
更生保護会に対して，改善命令の有無にかかわらず施設改善に要する費用につき補助できるようになった。

更生保護事業法
平7.5.8法律86
平8.4.1施行
更生保護事業の主体となる更生保護法人の設立，更生保護事業の経営の認可，監督等を定めている。

一部改正
平14.5.29法律46
平14.6.10施行
更生保護施設において，広く社会適応を促すための積極的な処遇も行い得ることとしたほか，更生保護施設を設置しないで営む更生保護事業について，認可制を届出制に改めるなどした。

保護司法
昭25.5.25法律204
昭25.5.25施行
司法保護委員から保護司へその名称を改め，保護司の使命や服務，職務の執行区域，任期，定数，委・解嘱の手続などを定めている。

一部改正
平10.5.20法律61
平11.4.1施行
保護司の職務遂行方法の整備，保護司会・保護司会連合会の法定化及び地方公共団体の協力規定を創設した。

思想犯保護観察法
昭11.5.29法律29
昭11.11.20施行
廃止
昭20.10.15
勅令575

犯罪者予防更生法
昭24.5.31法律142
昭24.7.1施行
犯罪をした者の改善及び更生を助け，恩赦の適正な運用を図り，仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め，犯罪予防活動を助長し，もって社会を保護し，個人及び公共の福祉を増進することを目的として制定された。更生保護委員会，仮釈放，保護観察などについて定めている。

一部改正
昭27.7.31法律268
昭27.8.1施行
少年，成人に対する保護観察の機関が統合された。

一部改正
平7.5.8法律87
平8.4.1施行
更生（緊急）保護の規定を更生緊急保護法から移行した。

一部改正
平14.5.29法律46
平14.6.10施行
補導援護の措置として「社会生活に適応させるために必要な生活指導」を行い得る旨を定め，これを含めた補導援護を更生保護事業者等に委託することができるようにした。また，更生緊急保護の委託対象の拡大及び委託期間の延長をなし得るようにした。

刑ノ執行猶予ニ関スル法律
明38.3.31法律70
明38.4.1施行
執行猶予の規定を創設したが，その対象は現在よりも限定されていた。

旧）刑法
明13.7.1太告36
明15.1.1施行
仮出獄，復権，警察監視などの規定を創設した。

現）刑法
明40.4.24法律45
明41.10.1施行
旧刑法の仮出獄，執行猶予の規定に改正を加えつつ受け継いだ。

一部改正
①昭28.8.10法律195，昭28.12.1施行
②昭29.4.1法律57，昭29.7.1施行
保護観察付執行猶予の制度を創設。

執行猶予者保護観察法
昭29.4.1法律58
昭29.7.1施行
刑法の規定により，刑の執行猶予期間中保護観察に付された者に対する保護観察の方法，運用の基準，遵守事項，保護観察開始前の環境調整などを定めている。

一部改正
平14.5.29法律46
平14.6.10施行

売春防止法
昭31.5.24法律118
昭32.4.1施行

一部改正
昭33.3.25法律16
昭33.4.1施行
補導処分の規定を創設し，婦人補導院から仮退院した者は，その期間中保護観察に付されることになった。

一部改正
平14.5.29法律46
平14.6.10施行

（旧）少年法
大11.4.17法律42
大12.1.1施行
18歳未満の者を少年とし，「少年保護司の観察」「少年保護団体への委託」など9種類の保護処分を規定していた。

新）少年法
昭23.7.15法律168
昭24.1.1施行
旧少年法を踏襲して，少年に対する保護観察を定めている。但し，20歳未満の者を少年とし，従来の「少年保護司の観察」を「保護観察所の保護観察」とする，保護処分の種類を3種類に減らし，併科や変更を廃止するなど，大幅な改正を行った。

一部改正
平12.12.6法律142
平13.4.1施行

監獄法
明41.3.28法律28
明41.10.1施行
仮出獄者に対する警察官署の監督について規定していた。

一部改正
昭24.5.31法律143
昭24.7.1施行
警察監督の規定が廃止された。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律
平17.5.25法律50（未施行）
刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに，刑事施設に収容されている受刑者等について，その人権を尊重しつつ適切な処遇を行うため，処遇の内容，処遇等に対する審査の申請手続等を定めている。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
平15.7.16法律110
平17.7.15施行
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して継続的かつ適切な医療を行うこと等により，その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り，もってその社会復帰を促進するため，医療を確保するために必要な精神保健観察制度等を定めている。